

中央大学（大学院法務研究科）及び信州大学（経法学部）の法曹養成連携協定の変更協定

中央大学大学院法務研究科（以下「甲」という。）と信州大学経法学部（以下「乙」という。）は、令和2年3月26日付元文科高第1293号にて、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「法」という。）第6条の規定に基づき認定を受けた法曹養成連携協定（以下「認定協定」という。）について、次のとおり、認定協定の内容を変更する協定（以下「本協定」という。）を交わす。

（乙の変更事項）

第1条 甲と乙は、認定協定における乙の連携法曹基礎課程（認定協定第2条第2号に規定する連携法曹基礎課程をいう。）の早期卒業を認定する要件について、次のとおり変更し、別紙のとおり改める。

一 ~~令和7年4月1日~~より、別紙3「1 年間の履修条件（キャップ）の上限を超えて科目の履修を認める場合の要件」の「乙の経法学部総合法律学科の教育課程においては、履修登録できる上限単位数は、共通教育科目と専門科目の合計で44単位とされているところ、以下の要件を満たす場合には、該当する学生の年度当初の申請により、その上限単位数は54単位に緩和される。」を「乙の経法学部総合法律学科の教育課程においては、履修登録できる上限単位数は、共通教育科目と専門科目の合計で45単位とされているところ、以下の要件を満たす場合には、その上限単位数は55単位に緩和される。」に変更する。

二 令和7年4月1日より、別紙3「2 早期卒業を認定する要件（1）法曹養成プログラムの履修」の修了要件から「三 連携法第6条1項に基づいて信州大学が法曹養成連携協定を締結した大学が実施した同条第2項第5号の入学者選抜に合格していること。」の記載を削除する。

三 令和7年4月1日より、別紙3「2 早期卒業を認定する要件（2）早期卒業の認定要件」に「四 連携法第6条第2項第5号の入学者選抜に合格していること。」の記載を追加する。

（甲の変更事項）

第2条 甲と乙は、認定協定を次のとおり変更し、別紙のとおり改める。

- 一 令和7年4月1日より、法科大学院の入学定員を200名から160名に変更する。
- 二 特別選抜の募集人員（5年一貫型）の定員を45名から40名に変更する。
- 三 特別選抜の募集人員（開放型）の定員を45名から20名に変更する。

（効力の発生）

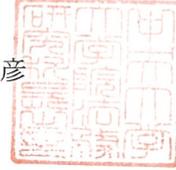
第3条 本協定は、法第7条の規定に基づく文部科学大臣の認定を受けたときに、効力が発生するものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、各当事者の代表者が署名又は電子署名のうえ、各1通を保有する。

令和7年2月19日

甲 中央大学
学長 河合 久
上記代理人大学院法務研究科長

小林 明彦



乙 信州大学
学長 中村 宗一郎
上記代理人経法学部長

廣瀬 純夫



中央大学（大学院法務研究科）及び信州大学（経法学部）の法曹養成連携協定の変更協定

中央大学大学院法務研究科（以下「甲」という。）と信州大学経法学部（以下「乙」という。）は、令和2年3月26日付元文科高第1293号にて、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「法」という。）第6条の規定に基づき認定を受けた法曹養成連携協定（以下「認定協定」という。）について、次のとおり、認定協定の内容を変更する協定（以下「本協定」という。）を交わす。

（乙の変更事項）

第1条 甲と乙は、認定協定における乙の連携法曹基礎課程（認定協定第2条第2号に規定する連携法曹基礎課程をいう。）の開設科目について、次のとおり変更し、別紙のとおり改める。

- 一 開設科目「行政実務」の名称を「現代法務Ⅱ」へ変更する。
- 二 開設科目「現代法務」の名称を「現代法務Ⅰ」へ変更する。
- 三 開設科目「発展演習A」の名称を「発展演習*（4単位）」へ変更する。
- 四 開設科目「発展演習B」の名称を「発展演習*（2単位）」へ変更する。
- 五 開設科目「法曹への道Ⅰ・Ⅱ」を追加する。

（甲の変更事項）

第2条 甲と乙は、認定協定における甲の入学選抜の方法を次のとおり変更し、別紙のとおり改める。

- 一 令和6年4月1日より、認定協定別紙4「1 5年一貫型選抜」の「（1）対象者」において「甲と法曹養成連携協定を締結している大学（以下、「協定関係にある大学」という。）の法曹基礎課程に在籍する学生」を「甲と法曹養成連携協定を締結している大学（以下、「協定関係にある大学」という。）の法曹基礎課程に在籍もしくは修了した学生」に変更する。
- 二 令和6年4月1日より、認定協定別紙4「1 5年一貫型選抜」の「（2）出願資格」の「1）協定関係にある大学の法曹基礎課程3年次以上に在籍している者2）翌年3月31日までに協定関係にある大学を卒業し、かつ法曹基礎課程を修了する見込みの者3）甲が「注1」で指定する法律基本科目（当該科目の範囲を含む。）について翌年3月31日までに単位を修得する見込みの者」を「1）協定関係にある大学の法曹基礎課程3年次以上に在籍し、修了する見込みである者。もしくは、法曹基礎課程を修了したが、甲が正当な理由があると認めた者2）翌年3月31日までに協定関係にある大学を標準修業年限（入学した年度から起算して4年目の年度末までの

期間。以下同じ*) 以内で卒業する見込みである者。もしくは、標準修業年限を超過して卒業する見込みであるが、甲が正当な理由があると認めた者*入学した課程において卒業までに必要とされる期間を指す。例えば、2020年度入学者は、2024年3月までの期間を指す3) 甲が指定する法律基本科目(当該科目の範囲を含む。)について翌年3月31日までに単位を修得する見込みの者。もしくは、修得した者」に変更する。

三 令和6年4月1日より、認定協定別紙4「1 5年一貫型選抜」の「(7) 入学資格」の「1) 協定関係にある大学を卒業し、かつ法曹基礎課程を修了している者2) 甲が「注1」で指定する法律基本科目(当該科目の範囲を含む。)について単位を修得し、かつ、卒業時に法曹基礎課程に在籍していた者」を「1) 協定関係にある大学の法曹基礎課程を修了している者2) 協定関係にある大学を卒業した者3) 甲が「注1」で指定する法律基本科目(当該科目の範囲を含む。)について単位を修得した者」に変更する。

四 令和6年4月1日より、認定協定別紙4「2 開放型選抜」の「(1) 対象者」において「法曹基礎課程に在籍する学生」を「法曹基礎課程に在籍もしくは修了した学生」に変更する。

五 令和6年4月1日より、認定協定別紙4「2 開放型選抜」の「(2) 出願資格」の「1) 法曹基礎課程3年次以上に在籍している者。もしくは、法曹基礎課程を修了したが、甲が正当な理由があると認めた者2) 翌年3月31日までに大学を卒業し、かつ法曹基礎課程を修了する見込みの者3) 甲が「注1」で指定する法律基本科目(当該科目の範囲を含む。)について翌年3月31日までに単位を修得する見込みの者」を「1) 法曹基礎課程3年次以上に在籍し、修了する見込みである者。もしくは、法曹基礎課程を修了したが、甲が正当な理由があると認めた者2) 翌年3月31日までに大学を標準修業年限(入学した年度から起算して4年目の年度末までの期間。以下同じ*) 以内で卒業する見込みである者。もしくは、標準修業年限を超過して卒業する見込みであるが、甲が正当な理由があると認めた者*入学した課程において卒業までに必要とされる期間を指す。例えば、2020年度入学者は、2024年3月までの期間を指す。3) 甲が指定する法律基本科目(当該科目の範囲を含む。)について翌年3月31日までに単位を修得する見込みの者。もしくは、修得した者」に変更する。

六 令和6年4月1日より、認定協定別紙4「2 開放型選抜」の「(7) 入学資格」の「1) 大学を卒業し、かつ法曹基礎課程を修了している者2) 甲が「注1」で指定する法律基本科目(当該科目の範囲を含む。)の単位を修得した者。ただし、法曹基礎課程(「協定関係にある大学」を除く。)の設置科目が甲が「注1」で指定する法律基本科目の範囲を充足していないと認められる場合は、別途実施する試験に合格することを求めることとする。」を「1) 法曹基礎課程を修了している者2) 大学を卒

業した者3) 甲が「注1」で指定する法律基本科目(当該科目の範囲を含む。)の単位を修得した者。ただし、法曹基礎課程(「協定関係にある大学」を除く。)の設置科目が甲が「注1」で指定する法律基本科目の範囲を充足していないと認められる場合は、別途実施する試験に合格することを求めることとする。」に変更する。

七 令和6年4月1日より、認定協定別紙4「3 一般選抜」の表「(1) 入学者選抜の方法等」の欄外において、「※開放型選抜における出願資格・入学資格において「行政法」の修得は必須としない。」を追記する。

(効力の発生)

第3条 本協定は、法第7条の規定に基づく文部科学大臣の認定を受けたときに、効力が発生するものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、各当事者の代表者が記名捺印のうえ、各1通を保有する。

令和6年 | 月 26日

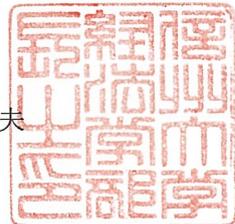
甲 中央大学
学長 河合 久
上記代理人大学院法務研究科長

小林 明彦



乙 信州大学
学長 中村 宗一郎
上記代理人経法学部長

廣瀬 純夫



中央大学（大学院法務研究科）及び信州大学（経法学部）の法曹養成連携協定

中央大学（以下「甲」という。）と信州大学（以下「乙」という。）は、次のとおり、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「法」という。）第6条の規定に基づく法曹養成連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互の機能を活用して実践的な連携協力を行い、体系的・一貫的な教育課程を通じて、両者の法曹養成に寄与することを目的とするものである。

（法曹養成連携協定の対象）

第2条 本協定において、法第6条第2項第1号に規定する連携法科大学院及び連携法曹基礎課程は、それぞれ以下のとおりとする。

- 一 連携法科大学院 中央大学専門職大学院学則第3条に規定する甲の法務研究科法務専攻（以下「本法科大学院」という。）
- 二 連携法曹基礎課程 経法学部における法曹養成プログラムに関する内規に規定する乙の経法学部総合法律学科の法曹養成プログラム（以下「本法曹コース」という。）

（法曹コースの教育課程）

第3条 乙は、本法曹コースの教育課程を別紙1のとおり定める。

（法曹コースの成績評価）

第4条 乙は、本法曹コースの成績評価基準を別紙2のとおり定め、当該基準に従い成績評価を行うものとする。

（法曹コースの早期卒業の基準等）

第5条 乙は、本法曹コースに在籍する学生を対象とする早期卒業制度の要件を別紙3のとおり定め、当該要件に従って卒業認定を行うものとする。

2 乙は本法曹コースの学生が、前項に定める卒業認定を受けようとする本法曹コースの学生が当該認定を受けることができるよう、次に掲げる学修支援体制を構築するものとする。

- 一 本法曹コースの各学生を担当する指導教員が、年1回以上の面談を行ったうえで、当該学生の修学状況を把握するとともに、乙の経法学部長は、その面談結果に基づき、必要に応じて学修指導体制の見直しを行う。
- 二 本法曹コースの学生からの修学上の相談に応じる「法曹コース相談員」として、実務経験のある教員又は法務博士（専門職）の学位を有する教員を2名以上配置する。

（甲の乙に対する協力等）

第6条 甲は、本法曹コースにおいて、本法科大学院における教育との円滑な接続に配慮した教育が十分に実施されるよう、以下の協力を行うものとする。

- 一 本法科大学院の学生の学修に配慮しつつ、本法曹コースの学生に対し、本法科大学院の開設科目を履修する機会を積極的に提供すること

- 二 甲及び乙が協議のうえ定めるところにより、本法曹コースにおいて開設される科目の一部の実施に当たり、本法科大学院の教員を派遣すること
 - 三 乙における教育の改善・充実のため、共同して授業改善のための活動を行うこと
- 2 甲及び乙は、本法科大学院における教育と本法曹コースにおける教育との円滑な接続を図るための方策について継続的に調査研究及び協議を行うため、連携協議会を設置するものとする。
- 3 甲及び乙は、協議により、前項の連携協議会の運営に関する事項を定める。
- (入学者の選抜方法)

- 第7条 甲は、本法曹コースを修了して本法科大学院に入学しようとする者を対象として、以下の入学者選抜を実施する。
- 一 5年一貫型選抜 論文試験を課さず、本法曹コースの成績等に基づき合否判定を行う入学者選抜
 - 二 開放型選抜 論文試験を課し、本法曹コースの成績等と併せて総合的に判断して合否判定を行う入学者選抜
- 2 前項各号の入学者選抜の募集人員、出願要件その他の入学者選抜の実施に関する事項は別紙4のとおりとする。
- (協定の有効期間)

- 第8条 協定の有効期間は、令和2年4月1日から5年間とする。ただし、協定の有効期間満了の1年前の日までに、甲又は乙の一方が他方に対し本協定の更新拒絶を通知しない場合には、有効期間を更に5年間延長して更新することとし、以後も同様とする。
- 2 甲と乙は、合意により、本協定を廃止することができる。
- (協定に違反したときの措置)

- 第9条 甲又は乙は、他方当事者が本協定に規定された事項を履行しない場合、他方当事者に対し、相当に期間を定めてその改善を申し入れることができる。
- 2 甲又は乙は、他方当事者が前項の申入れを受けてもなお申し入れた事項の履行に応じない場合は、本協定の廃止を通告し、本協定を終了することができる。ただし、申入れを受けた当事者が履行に応じないことに正当な理由があるときは、この限りではない。
- (協定が終了する場合の特則)

- 第10条 第8条又は前条第2項の規定により本協定が終了する場合にあっては、甲若しくは乙が本協定の更新を拒絶し、甲及び乙が本協定の廃止に合意し、又は甲若しくは乙が本協定の廃止を通告した時点において、現に本法曹コースに在籍し、又は在籍する予定である学生が、本法曹コースを修了するときに、終了するものとする。
- (協定に定めない事項)

- 第11条 甲及び乙は、本協定に定めない事項であって本協定の目的の実施に当たり調整が必要なもの及び本協定の解釈に疑義を生じた事項については、第6条第2項に規定する連携協議会において協議し、決定する。

2 前項にかかわらず、甲及び乙は、その合意により、本協定を変更することができる。

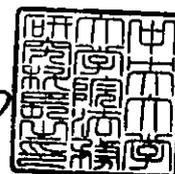
本協定を証するため、本書を2通作成し、各当事者の代表者が署名押印のうえ、各1通を保有する。

2020年1月28日

甲 中央大学学長（代理人）

中央大学大学院法務研究科長

小林 明彦



乙 信州大学学長（代理人）

信州大学経法学部長

山沖 義和

